



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 雑報                                                                                |
| Citation         | 北大法学論集, 50(5), 149-151                                                            |
| Issue Date       | 2000-01-31                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/14988">https://hdl.handle.net/2115/14988</a> |
| Type             | other                                                                             |
| File Information | 50(5)_p149-151.pdf                                                                |



## 北海道大学法学会記事

### 第二 第一回公判期日における実質審理の重要性

審理のあり方としては、第一回公判期日から証人尋問等の実質的審理が行われ、終結すべき事件は直ちに終結し、係属すべき事件は、期間を置かず設けられた続行期日で審理されるというのがあるべき姿であろう（その究極には、いわゆる集中審理があると考えられる）。これにより、被告人に対する裁判の感銘力が生ずるとともに、裁判官も、心証が取りやすくなる。

### 第三 あるべき審理方法実現のための方策

一 右のような審理を実現するためには、第一回公判期日前の事前準備の充実が重要なことはいうまでもない。刑事訴訟規則は、基本的には、当事者が自主的、主体的に事前準備を遂行することを予定しているが、裁判所が消極的な立場に徹した場合、必ずしも十分な効果が上がらないのが現実である。そこで、多くの裁判所では、書記官が、書面あるいは口頭で、事前準備の励行等を当事者に依頼するとともに、第一回公判期日の一週間くらい前までに、同意、不同意の見込み、請求予定の書証、人証の有無等を返答するよう弁護人に依頼するなどの運用を行っている。しかし、必ずしも十分な効果を上げているとはいえず、第一回公判

○一九九九年七月八日（木）午後一時半より

「刑事裁判における審理充実のための方策

（特に、事前準備について）」

報告者 登石 郁朗

出席者 二一名

### 第一 はじめに

適正かつ迅速な審理の実現のために、事前準備及び第一回公判期日のあり方が関心を集めている。この点について、裁判実務上共通の認識になりつつあると思われる考え方を紹介したい（ただし、第四に述べる点は、議論のあるところである）。

期日の二、三日前になって、書記官から電話を架けて上記事項を確認することが多いのも実状である。しかし、その段階で当事者の第一回公判期日における予定を聞いたところで、裁判所としては、積極的対応の仕様がなから、積極的な意義は乏しいといわざるを得ない。

二 裁判所としては、情報の入手にとどまるのではなく、それを活用して、個々具体的な事案と状況に応じて、適切な準備を当事者に促していくことが重要である。例えば、自白事件にあつては、複数の証人申請が予定されるとき、立証趣旨と審理時間を考慮し、効果的な立場の証人の選択を促したり（なお、情状証人の在廷については、今日では、広く実施されるようになってい）、追起訴が予定される事件については、事前に第二回以降の期日の調整を行ったることが考えられよう。また、数回の審理で終結することが予想されるような小規模否認事件においては、書証の一部同意の活用や第一回公判期日における検察側証人の在廷などについて当事者の配慮を促したり、続行期日をおろかじめ手配することなどが有意義であろう。これらは、主として、書記官が担当することとなる（現に、札幌地方裁判所においては、書記官の積極的な関与を図っている。

なお、このような役割の増加に伴い、期日の進行管理が書記官の重要な役割と観念されるようになってきている。一方、複雑かつ多数の立証が予定される否認事件においては、裁判官がより前面に出て、証拠開示や証拠の検討に関する日程の打ち合わせ、各当事者の立証の予定（必要時間等）の確認、第一回公判期日を含む期日の予約などを行う必要が生じよう。

#### 第四 裁判官の事前準備への関与と予断排除ないし起訴状一本主義

従前は、予断排除の原則を重視し、裁判官が事前準備に関与しうる範囲を狭く解する考え方が強かった。しかし、裁判官が、適式に提出された証拠以外の資料や情報から心証を形成することは、制度上も実際上もあり得ないといふべきであり、この点からすると、予断排除の原則を必要以上に重視することには、抵抗を感じる。また、刑事訴訟自体、具体的な問題処理のためのひとつの制度であり、予断排除というのも、その中でのひとつの利益に過ぎないのであるから、充実した審理を行い、その制度目的を達することとの関係では、相対化されるべきではないかと思われる。もとより、必要もないのに、あれこれと証拠を詮索するこ

とは許されないにしても、事前準備に対するより積極的な  
裁判官の関与が容認されてよいと思われる。

※ 吉丸真氏をはじめ、諸氏の論稿等を参考にしていますが、  
本稿の性質上、個々の引用は省略させていただきます。